

産業廃棄物の保管
及び
土砂等の埋立て等の
不適正処理防止に関する条例
手引き

第2編 産業廃棄物の保管関係版



令和7年5月

和歌山県環境生活部

環境政策局循環型社会推進課

第2編 目次

項 目	PAGE
第1部 産業廃棄物の保管を実施される方へ	1
Ⅰ. 産業廃棄物の自己物の一時保管を行う場合の留意事項	1
1 産業廃棄物の自己物の一時保管に対する規制の内容（保管の届出）	1
Ⅱ. 届出に関する留意事項	2
1 届出に必要な書類について	2
(1) 産業廃棄物保管届（規則別記第1号様式）関係	2
(2) 添付書類（規則第3条第2項関係）	3
2 産業廃棄物の保管の変更に関する届出に必要な書類について	4
(1) 産業廃棄物保管変更届（規則別記第2号様式）関係	4
(2) 産業廃棄物保管者氏名等変更届（規則別記第3号様式）関係	5
3 産業廃棄物の保管の廃止に関する届出に必要な書類について	5
(1) 産業廃棄物保管廃止届（規則別記第4号様式）関係	5
4 届出者の義務について	6
5 届出書類の提出先について	6
6 産業廃棄物の保管の届出に関する知事の命令や勧告・公表について	6
7 届出に必要な書類一覧（産業廃棄物の保管）	7
8 産業廃棄物の重量から体積への換算係数（参考）	8
第2部 土地所有者等の皆さんへ	9
Ⅰ. 保管者が勧告に従わない場合における土地所有者等への勧告について	9
Ⅱ. 不適正な産業廃棄物の処分がなされた場合における土地所有者等への勧告・公表について	9
第3部 産業廃棄物の保管の届出に関する様式について	10
Ⅰ. 条例関係の様式一覧表	10
Ⅱ. 条例施行規則に定める様式について	11
1 様式	11
2 様式の記載例	17
Ⅲ. 様式要綱に定める様式について	23
1 様式に関する要綱について	23
2 要綱に係る様式	23

第 1 部 産業廃棄物の保管を実施される方へ

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（以下「条例」という。）の「産業廃棄物の不適正な処理の防止」（第 2 章）の規定に基づき、産業廃棄物の自己物の一時保管に対する規制が平成 21 年 4 月 1 日より施行されています。

I. 産業廃棄物の自己物の一時保管を行う場合の留意事項

1 産業廃棄物の自己物の一時保管に対する規制の内容（保管の届出）

産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）は、自らが排出した産業廃棄物を面積が 100 m²以上の土地において保管しようとするとき（保管する部分の区域の面積が 100 m²以上ということではありません。）は、あらかじめ知事への届出が必要になります。

ただし、下記の場合には、届出は必要ありません。

- (1) 産業廃棄物を排出する場所で当該産業廃棄物を保管する場合
- (2) 廃棄物処理法第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項の規定による届出を行った者が、当該届出に係る産業廃棄物を保管する場合
- (3) 廃棄物処理法第 14 条第 1 項又は第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者が、当該許可に係る積替え又は保管の場所において保管する場合
- (4) 廃棄物処理法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けた者が、当該許可に係る保管の場所において保管する場合
- (5) 廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地内において保管する場合
- (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条の規定による届出を行った者が、当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合
- (7) 災害のために必要な措置として応急的に保管する場合
- (8) 産業廃棄物を排出する事業場と同一敷地内で当該産業廃棄物を保管する場合

※ なお、産業廃棄物の自己物の保管について届出が必要かどうかについて疑義のある方は、あらかじめ、お問い合わせください。

Ⅱ．届出に関する留意事項

1 届出に必要な書類について

(1) 産業廃棄物保管届(規則別記第1号様式)関係(様式：P12、記載例：P18)

産業廃棄物の自己物の保管の届出に必要な書類（P2～3）を添付して、下記要領により作成してください。

記載事項	記載要領
(1) 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	① 産業廃棄物の自己物の保管を行おうとする者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を正確に記載し、「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）を添付すること。 ② 「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）は原則として届出する日前3月以内に発行されたものであること。 ③ 法人の支店長等が届出代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「届出代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。 ④ 届出者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、「住民票の写し」を添付すること。
(2) 現場責任者の職名、氏名及び住所	① 届出者が個人である場合は、届出者本人を現場責任者とし、法人の場合は、保管を管理する者の法人内の所属、職氏名を記載すること。
(3) 保管をする土地の所在及び地番 (4) 保管をする土地の面積 (5) 保管をする土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所	① 保管する土地の所在及び地番は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載すること。 ② 保管をする土地及びその周辺の見取図を添付すること。 ③ 保管する土地についての登記事項証明書及び届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証明する書面を添付すること。 ④ 産業廃棄物を保管する土地が、自らの所有でない場合にあっては、「産業廃棄物の保管区域内土地使用同意書」（要綱様式第1号、P24）を添付すること。（当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合は当該権利者からの「産業廃棄物の保管区域内土地使用同意書」が必要となる。）
(6) 保管をする産業廃棄物の種類及び数量	① 廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物の種類に区分するとともに、その数量を㎡で表記すること。なお、その数量が重さ（トンなど）である場合には、産業廃棄物の重量から体積への換算係数（参考）（P8）を参照のうえ、体積（㎡）に換算して記入すること。
(7) 産業廃棄物の保管を開始する日	① 産業廃棄物の保管の開始日を記載すること。届出者が保管に係る土地の所有者でない場合は、当該土地についての使用権原を証する書類又は保管の実施に係る同意書の開始日との整合を図ること。 ② 届出については、あらかじめ産業廃棄物の保管を行う日よりも以前に行う必要があるが、直ちに事業を実施する場合は、開始日を「届出日」とすることも可。
(8) 保管をする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画 (9) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置の内容	① 搬入及び搬出を行う期間を記入するとともに、搬入及び搬出の方法、搬出の目的と搬出先などを記載すること。 ② 保管をする期間、保管の目的、保管後の処分計画（処分予定時期、処分の形態、委託予定事業者名）を記載すること。 ③ 産業廃棄物の飛散や流出の防止等の措置については、発生を防止する必要がある支障の種類を記載するとともに、その支障を防止するために行う措置の内容について、具体的に記載すること。

記載事項	記載要領
産業廃棄物保管届 (別記第1号様式)の 別紙の1、2	
(10) その他規則で定める事項	

(2) 添付書類（規則第3条第2項関係）

産業廃棄物保管届に下記の書類を添付して提出してください。

添付書類	記載要領
(1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）	① 産業廃棄物保管届の記載事項(1)の添付書類 ② 登記事項証明書は、変更事項の経緯が確認できるもの（履歴事項全部証明書）を添付すること。
(2) 産業廃棄物を保管しようとする土地及びその周辺の見取図	① 「見取図」は産業廃棄物の保管を行う土地周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺：1/25,000程度の図面とし、当該土地の形状を明示すること。
(3) 産業廃棄物を保管しようとする土地の登記事項証明書 (4) 産業廃棄物を保管しようとする土地について、届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類	① 産業廃棄物保管届の記載事項(3)～(5)の添付書類 ② 産業廃棄物を保管する土地が、自らの所有でない場合にあっては、賃貸借契約書等の当該「土地の使用権原を証する書面」（写しで可）を添付すること。
(5) 産業廃棄物の保管の状況を示す配置図及び断面図	① 保管する土地における、産業廃棄物の保管する区域を示す図面を作成するとともに、その保管状況の断面図を作成して添付すること。
(6) 土地所有者等の事業計画に同意等があったことを証する書類	① 産業廃棄物保管届の記載事項(5)の添付書類 ② ①の場合、産業廃棄物保管に係る土地使用同意書に押印した土地所有者の「印鑑登録証明書」を添付すること。 ③ 土地所有者が、登記事項証明書に記載された土地所有者と異なる場合は、同意をした者が土地所有者であることを証する書面を添付すること。 ④ 相続手続ができていない場合は、全ての権利者（代表者が選任されているときは代表者（代表者であることを証する書面の添付を要する。））の「産業廃棄物保管に係る土地使用同意書」等を添付すること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類又は図面	① 計画地の全景、周辺の状況が分かる写真を添付し、見取図等に撮影位置を記載すること。

2 産業廃棄物の保管の変更に関する届出に必要な書類について

(1) 産業廃棄物保管変更届(規則別記第2号様式)関係(様式：P14、記載例：P20)

産業廃棄物の自己物の保管の変更において、上記1の(1)の記載事項(4)、(6)、(8)から(10)までの事項を変更しようとするときは、あらかじめ「産業廃棄物保管変更届」に、その変更に係る部分の必要な書類(上記1(2)参照)を添付して提出してください。

記載事項	記載要領
(1) 氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	① 産業廃棄物の自己物の保管の変更を行おうとする者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を正確に記載すること。 ② 法人の支店長等が届出代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「届出代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。
(2) 保管をする土地の所在及び地番	① 保管する土地の所在及び地番は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載すること。
(3) 変更の内容	下記事項①と②については、変更前と変更後を記載し、③と④については産業廃棄物保管届(別記第1号様式)の別紙に変更内容を記入して提出すること。 ① 保管をする土地の面積 ・面積が変更となるときは、その面積を記載すること。 ・保管をする土地及びその周辺の見取図も変更して添付すること。 ② 保管をする産業廃棄物の種類及び数量 ・届出時と比較して産業廃棄物の種類及び数量の変更がわかるように記載すること。 ③ 保管をする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画 ④ 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置の内容 ⑤ その他規則で定める事項
(4) 変更予定年月日	① 変更を予定している年月日を記載すること。
(5) 変更の理由	① 変更の理由を記載すること。

(2) 産業廃棄物保管者氏名等変更届(規則別記第3号様式)関係(様式: P 15、記載例: P 21)

産業廃棄物の自己物の保管の変更において、上記 1 の(1)の記載事項(1)、(2)及び(5)の事項の変更があったときは、変更のあった日から起算して 10 日以内に、「産業廃棄物保管者氏名等変更届」に、その変更に係る部分の必要な書類(上記 1 (2)参照)を添付して提出してください。

記載事項	記載要領
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	① 産業廃棄物の自己物の保管の変更を行おうとする者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を正確に記載すること。 ② 法人の支店長等が届出代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「届出代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。
(2) 保管をする土地の所在及び地番	① 保管する土地の所在及び地番は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載すること。
(3) 変更の内容	下記事項については、変更前と変更後を記載して提出すること。 ① 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所 ② 現場責任者の職名、氏名及び住所 ③ 保管をする土地の所有者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所
(4) 変更年月日	① 変更年月日を記載すること。
(5) 変更の理由	① 変更の理由を記載すること。

3 産業廃棄物の保管の廃止に関する届出に必要な書類について

(1) 産業廃棄物保管廃止届(規則別記第4号様式)関係(様式: P 16、記載例: P 22)

産業廃棄物の自己物の保管を廃止したときは、廃止した日から起算して 10 日以内に、「産業廃棄物保管廃止届」を作成して提出してください。

記載事項	記載要領
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	① 産業廃棄物の自己物の保管の廃止を行おうとする者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を正確に記載すること。 ② 法人の支店長等が届出代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「届出代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。
(2) 保管をする土地の所在及び地番	① 保管する土地の所在及び地番は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載すること。
(3) 産業廃棄物の保管を廃止した年月日	① 廃止をした年月日を記載すること。
(4) 廃止の理由	① 廃止の理由を記載すること。

4 届出者の義務について

産業廃棄物の一時保管を届け出た者は、処理基準に適合した産業廃棄物の保管を行うとともに、産業廃棄物の保管の届出に係る事項を変更する場合や、廃止する場合にも、届出が必要となります。

また、産業廃棄物の保管を行う際には、当該届出に係る土地ごとに、当該産業廃棄物の搬入及び搬出の状況を記録した管理簿（要綱様式第2号、P25）を作成するとともに、これを5年間保存しておく必要があります。

5 届出に必要な書類の提出先について

届出に必要な書類の提出先は以下のとおりです。正本1部、副本3部を提出してください。

事務所名等	連絡先	所管区域
海南保健所 (海草振興局健康福祉部)	〒642-0022 海南市大野中 939 TEL:073-483-8825	海南市、紀美野町
岩出保健所 (那賀振興局健康福祉部)	〒649-6223 岩出市高塚 209 TEL : 0736-61-0048	岩出市、紀の川市
橋本保健所 (伊都振興局健康福祉部)	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927 TEL:0736-42-5443	橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町
湯浅保健所 (有田振興局健康福祉部)	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL:0737-64-1293	有田市、有田川町、 湯浅町、広川町
御坊保健所 (日高振興局健康福祉部)	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 TEL : 0738-22-3481	御坊市、由良町、 日高町、美浜町、 日高川町、印南町
田辺保健所 (西牟婁振興局健康福祉部)	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL:0739-26-7934	田辺市、みなべ町、 上富田町、白浜町、 すさみ町
新宮保健所 (東牟婁振興局健康福祉部)	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 TEL : 0735-21-9631	新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村
新宮保健所串本支所 (東牟婁振興局健康福祉部 串本支所)	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 TEL:0735-72-0525	串本町、古座川町
和歌山市役所 和歌山市市民環境局 環境部 廃棄物対策課	〒640-8511 和歌山市七番丁 23 TEL : 073-435-1352	和歌山市

6 産業廃棄物の保管の届出に関する知事の命令や勧告・公表について

産業廃棄物が保管されている土地に、当該産業廃棄物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺の生活環境の保全に支障が生じる恐れがあると認めるときは、知事から廃棄物処理法の規定や条例第38条若しくは第39条の規定に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が判明するまでの間（30日以内）、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命ずることがあります。

また、処理基準どおりの保管がなされない場合には、当該保管者に対して、その保管が適正に行われるようにするための必要な措置を講じてもらうよう勧告することがあります。その際、正当な理由なくその勧告に従わない場合には、当該勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所並びに当該勧告の内容について公表することができるとしています。

7 届出に必要な書類一覧（産業廃棄物の保管）

（条：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例、規：同条例施行規則）

事 項	様 式		備 考
	規則	要綱	
1 (1) 産業廃棄物保管届 ※(1)～(10)は必要記載事項	別記第1号 (P12)		規 3-1
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			条 8-1-1
(2) 現場責任者の職名、氏名及び住所			条 8-1-2
(3) 保管をする土地の所在及び地番			条 8-1-3
(4) 保管をする土地の面積			条 8-1-4
(5) 保管をする土地の所有者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所			条 8-1-5
(6) 保管をする産業廃棄物の種類及び数量			条 8-1-6
(7) 産業廃棄物の保管を開始する日			条 8-1-7
(8) 保管をする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画			条 8-1-8
(9) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置の内容			条 8-1-9
(10) その他規則で定める事項			条 8-1-10
1 (2) 届出書の添付書類			
● 届出者の住民票の写し(法人は登記事項証明書) ※ 届出代理人になり得ることを示す書類(代理人が届出の場合) ※ 法定代理人の住民票の写し(届出者が未成年の場合)			規 3-2-1
● 保管しようとする土地及びその周辺の見取図			規 3-2-2
● 土地の登記事項証明書			規 3-2-3
● 土地の使用権原を証する書類			規 3-2-4
● 産業廃棄物の保管の状況を示す配置図及び断面図			規 3-2-5
● 土地所有者等の事業計画に対する同意があったことを証する書類		第1号 (P24)	規 3-2-6
● 産業廃棄物の保管をする土地の現場写真その他知事が必要と認める書類又は図面			規 3-2-7
2 (1) 産業廃棄物保管変更届 ※(1)～(5)は必要記載事項	別記第2号 (P14)		規 4-1
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			条 9-1
(2) 保管をする土地の所在及び地番			
(3) 変更の内容			
(4) 変更予定年月日			
(5) 変更の理由			
2 (2) 産業廃棄物保管者氏名等変更届 ※(1)～(5)は必要記載事項	別記第3号 (P15)		規 4-2
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			条 9-2
(2) 保管をする土地の所在及び地番			
(3) 変更の内容			
(4) 変更予定年月日			
(5) 変更の理由			
3 産業廃棄物保管廃止届 ※(1)～(4)は必要記載事項	別記第4号 (P16)		規 5
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			条 10
(2) 保管をする土地の所在及び地番			
(3) 産業廃棄物の保管を廃止した年月日			
(4) 廃止の理由			

※ 2 (1) 及び(2)については、変更に係る部分の 1 (2) の書類を添付すること。

8 産業廃棄物の重量から体積への換算係数（参考）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	0.88
2	汚泥	0.91
3	廃油	1.11
4	廃酸	0.80
5	廃アルカリ	0.88
6	廃プラスチック	2.86
7	紙くず	3.33
8	木くず	1.82
9	繊維くず	8.33
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	1.92
13	金属くず	0.88
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	0.52
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	0.68
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	0.79
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	3.85
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	3.33
24	廃石綿等	3.33

【注1】 上記の換算係数は1トン当たりの立方メートル数（立米／t）

【注2】 この換算表はあくまで体積を把握するための参考値という位置付けであることに留意すること

【注3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1－19に該当する品目の換算係数に準拠

第2部 土地所有者等の皆さんへ

産業廃棄物の保管のために、他の者に所有地を貸したりするなど土地を提供するときには、事業者から十分な説明を受けてください。

不適正な産業廃棄物の保管が行われた場合、土地所有者等に対しても知事の勧告が行われたり、正当な理由なくその勧告に従わないときは氏名や名称、当該土地の所在及び地番やその勧告内容を公表することがあります。

I. 保管者が勧告に従わない場合における土地所有者等への勧告について

保管者が第1部のⅡの6（P6）の場合において、正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、知事は、土地所有者等に対して、当該保管者によって産業廃棄物の保管が適正になされるようにするための必要な措置を行うように勧告することがあります。したがって、土地所有者等から、当該保管者に対して適正な保管を行うような働きかけが必要となります。

Ⅱ. 不適正な産業廃棄物の処分がなされた場合における土地所有者等への勧告・公表について

処理基準に適合しない産業廃棄物の処分（長期的に管理されていない保管や不法投棄など）がなされたときは、土地所有者等に対しても、県又は関係機関等への通報、地域の生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止、不適正な処理の是正や適正な処理がおこなわれるようにするために必要な措置を講ずるように勧告することがあります。（※ 当該処分を行った者に対しては、通常、廃棄物処理法の措置命令等の行政処分や罰則が適用されることになります。）

また、土地所有者等が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その氏名や名称及び住所、当該勧告の対象となった土地の所在及び地番、当該勧告の内容について公表することがあります。

第3部 産業廃棄物の保管の届出に関する様式について

I. 条例関係の様式一覧表

	区分	様式番号	条例	規則	様式の名称	様式	記載例
条例 施行 規則	産業 廃棄 物の 保管 関係	規則別記第1号様式	条7	規3-1	産業廃棄物保管届	P12	P18
		規則別記第2号様式	条9-1	規4-1	産業廃棄物保管変更届	P14	P20
		規則別記第3号様式	条9-2	規4-2	産業廃棄物保管者氏名等変更届	P15	P21
		規則別記第4号様式	条10	規5	産業廃棄物保管廃止届	P16	P22
	土砂 等の 埋立 て等 関係	規則別記第5号様式	条20-1	規11-1	特定事業許可申請書（※別紙あり）		
		規則別記第6号様式	条20-1, 2 条26 条30-3	規11-2, 4 規16-2 規22-2	検査試料採取調書		
		規則別記第7号様式	条20-1, 2	規11-2, 4	特定事業許可申請に係る申告書		
		規則別記第7号様式の2	条20-1, 2	規11-2, 4	誓約書（法人用）		
		規則別記第7号様式の3	条20-1, 2	規11-2, 4	誓約書（個人用）		
		規則別記第8号様式	条20-2	規11-3	一時堆積事業許可申請書		
		規則別記第9号様式	条24-2	規15-1	特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書		
		規則別記第10号様式	条25	規15-2	特定事業変更届出書		
		規則別記第11号様式	条26	規16-1	土砂等搬入届出書		
		規則別記第12号様式	条26	規16-2	土砂等発生元証明書		
		規則別記第13号様式	条28	規18	特定事業着手報告書		
		規則別記第14号様式	条29	規19	特定事業場状況報告書（※別紙あり）		
		規則別記第15号様式	条30-3	規22-1	特定事業水質・土壌検査報告書		
		規則別記第16号様式	条32-1	規24-1	特定事業完了（廃止）届出書		
		規則別記第17号様式	条32-1, 2, 7	規24-2, 3	特定事業休止（再開）届出書		
		規則別記第18号様式	条33-2	規25	特定事業承継届出書		
		規則別記第19号様式	条39-2	規26	立入検査の身分証明書		
様式 要綱	産業 廃棄 物の 保管 関係	要綱様式第1号	条7	規3-2-6	産業廃棄物の保管区域内土地使用同意書	P24	
		要綱様式第2号	条11	規6-1	産業廃棄物保管に係る搬入搬出管理簿	P25	
	土砂 等の 埋立 て等 関係	要綱様式第3号	条20-1	規11-2	特定事業区域内土地使用同意書		
		要綱様式第4号	条20-1, 2	規11-2, 4	特定事業区域内施工同意書		
		要綱様式第5号	条20-1, 2	規11-2, 4	資産に関する調書		
		要綱様式第6号	条20-2	規11-4	特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書		
		要綱様式第7号	条20-1, 2	規11-2, 4	特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書		
		要綱様式第8号の1	条20-1	規11-2	特定事業計画概要書		
		要綱様式第8号の2	条20-2	規11-4	一時堆積事業計画概要書		
		要綱様式第8号の3	条20-1, 2	規11-2, 4	別紙『施工計画書』		
		要綱様式第8号の4	条20-1, 2	規11-2, 4	別紙『工程表』		
		要綱様式第8号の5	条20-1, 2	規11-2, 4	別紙『特定事業場に係る土地の明細表』		
		要綱様式第8号の6	条20-1, 2	規11-2, 4	別紙『工事の経歴等及び資金計画書』		
		要綱様式第8号の7	条20-1, 2	規11-2, 4	別紙『関係法令等の許認可等一覧表』		
		要綱様式第9号	条20-2	規11-4	一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書		
		要綱様式第10号	条27	規17	土砂等管理台帳		
		要綱様式第11号	条31-1	規23	土砂等の埋立て等に関する標識		
参考 様式		参考様式第1	条20-1 条26 条30-1, 2	規11-2 規16-2 規22-2	土壌検査結果証明書（参考）		
		参考様式第2	条30-1, 2	規22-2	水質検査結果証明書（参考）		

Ⅱ． 条例施行規則に定める様式について

1 様式

【別記第 1 号様式】 産業廃棄物保管届	・P12
【別記第 2 号様式】 産業廃棄物保管変更届	・P14
【別記第 3 号様式】 産業廃棄物保管者氏名等変更届	・P15
【別記第 4 号様式】 産業廃棄物保管廃止届	・P16

産業廃棄物保管届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

現 場 責 任 者	住 所		
	職名、氏名		
産業廃棄物の保管をする土地の所在及び地番			
産業廃棄物の保管をする土地の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所			
産業廃棄物の保管をする土地の面積			
保管をする産業廃棄物の種類及び数量	種類	数量（m ³ ）	
産業廃棄物の保管を開始する日		年 月 日	
当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画		別紙の1のとおり	
産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容		別紙の2のとおり	
参 考			

（日本産業規格A列4番）

別紙

1 当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画

搬入 及 び 搬出	搬入及び搬出をする期間		搬入 搬出	年 年	月 月	日から 日から	年 年	月 月	日まで 日まで
	搬入及び搬出の方法	運搬に従事する者	届出者・産業廃棄物収集運搬業者 (業者名：)						
		運搬に使用する車両の積載量							
		搬入及び搬出の頻度	搬入	1日当たり	台				
	搬出		1日当たり	台					
	産業廃棄物の排出場所 又は従前の保管場所								
	搬出の目的		新たな保管場所における保管・処分						
	搬出先								
	保管	保管をする期間		年	月	日から	年	月	日まで
		保管の目的							
保管後の処分計画		1 処分を予定する時期 (年 月)							
		2 処分の形態 (自ら処分 ・ 産業廃棄物処分業者に委託)							
		3 委託する場合の委託事業者名							

2 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容

発生を防止する必要がある支障の種類	飛散 ・ 流出 ・ その他 ()
講ずる措置の内容	

備考 該当事項は、○で囲むこと。

産業廃棄物保管変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管をする 土地の所在及び地番		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
参 考		

備考 産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画又は産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容を変更する場合は、別記第1号様式の別紙に記入すること。

（日本産業規格A列4番）

別記第3号様式（第4条関係）

産業廃棄物保管者氏名等変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管をする 土地の所在及び地番		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		
参 考		

備考 変更があった日から起算して10日以内に届け出ること。

（日本産業規格A列4番）

産業廃棄物保管廃止届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管をする 土地の所在及び地番	
産業廃棄物の保管 を廃止した年月日	年 月 日
廃止の理由	
参 考	

備考 産業廃棄物の保管を廃止した日から起算して10日以内に届け出ること。

（日本産業規格A列4番）

2 様式の記載例

【別記第1号様式】産業廃棄物保管届（記載例）	P18
【別記第2号様式】産業廃棄物保管変更届（記載例）	P20
【別記第3号様式】産業廃棄物保管者氏名等変更届（記載例）	P21
【別記第4号様式】産業廃棄物保管廃止届（記載例）	P22

産業廃棄物保管届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 ○○○○ 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
和歌山県〇〇市△△町□□丁目◇◇番地
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社 代表取締役 和歌山 太郎
電話番号 （073）〇〇〇-△△△△

現 場 責 任 者	住 所	和歌山県〇〇市△△町▽▽番	
	職名、氏名	管理部長 紀州 一郎	
産業廃棄物の保管をする土地の所在及び地番		和歌山県〇〇市〇〇町１００番	
産業廃棄物の保管をする土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所		和歌山県〇〇市◇◇町□□番地 〇〇産業株式会社 代表取締役 紀伊 三郎	
産業廃棄物の保管をする土地の面積		１５０㎡	
保管をする産業廃棄物の種類及び数量	種類	数量（㎡）	
	がれき類	６０	
	廃プラスチック類	２０	
産業廃棄物の保管を開始する日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画		別紙の１のとおり	
産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容		別紙の２のとおり	
参 考			

別紙

1 当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画

搬入及び搬出	搬入及び搬出をする期間		搬入 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月まで 搬出 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月まで	
	搬入及び搬出の方法	運搬に従事する者	届出者・産業廃棄物収集運搬業者	
		運搬に使用する車両の積載量	2トンドンプ 2台	
		搬入及び搬出の頻度	搬入 1日当たり 3台 搬出 1日当たり 1台	
	産業廃棄物の排出場所又は従前の保管場所		〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
	搬出の目的		新たな保管場所における保管・処分	
	搬出先		△△環境株式会社（〇〇市〇〇町△△丁目◇◇番地）	
	保管	保管をする期間		令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
		保管の目的		積替保管（集積して処分場へ搬出）
		保管後の処分計画		1 処分を予定する時期（令和〇〇年〇〇月）
2 処分の形態 （自ら処分・産業廃棄物処分業者に委託）				
		3 委託する場合の委託事業者名 △△環境株式会社（〇〇市〇〇町△△丁目◇◇番地）		

2 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容

発生を防止する必要がある支障の種類	飛散・流出・その他（ ）
講ずる措置の内容	ビニールシートにより被覆して保管

備考 該当事項は、○で囲むこと。

産業廃棄物保管変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇〇〇 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
和歌山県〇〇市△△町□□丁目◇◇番地
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社 代表取締役 和歌山 太郎
電話番号 （073）〇〇〇-△△△△

産業廃棄物の保管をする土地の所在及び地番	和歌山県〇〇市〇〇町100番	
変更の内容	変更前	変更後
保管する産業廃棄物の追加	がれき類：60 m ³ 廃プラ類：20 m ³	がれき類：60 m ³ 廃プラ類：20 m ³ 木くず：10 m ³
変更予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
変更の理由	〇〇工事の中で排出場所から、新たに木くずが排出したため	
参考		

備考 産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画又は産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容を変更する場合は、別記第1号様式の別紙に記入すること。

産業廃棄物保管者氏名等変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇〇〇 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 和歌山県〇〇市△△町□□丁目◇◇番地
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 〇〇株式会社 代表取締役 和歌山 太郎
電話番号 （073）〇〇〇－△△△△

産業廃棄物の保管をする 土地の所在及び地番		和歌山県〇〇市〇〇町1〇〇番
変更の内容	変 更 前	〇〇株式会社 代表取締役 和歌山 太郎
	変 更 後	〇〇株式会社 代表取締役 和歌山 次郎
変 年 月 日	更 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
変 更 の 理 由		役員交代のため
参 考		

備考 変更があった日から起算して10日以内に届け出ること。

産業廃棄物保管廃止届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 ○○○○ 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
和歌山県〇〇市△△町□□丁目◇◇番地
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社 代表取締役 和歌山 太郎
電話番号 （073）〇〇〇-△△△△

産業廃棄物の保管をする 土地の所在及び地番	和歌山県〇〇市〇〇町１００番
産業廃棄物の保管 を廃止した年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇
廃止の理由	保管廃棄物の処理が全て完了したため
参 考	

備考 産業廃棄物の保管を廃止した日から起算して 10 日以内に届け出ること。

Ⅲ. 様式要綱に定める様式について

1 様式に関する要綱について

条例施行規則に規定する様式だけでなく、必要な書類について、要綱でその様式を定めています。下記の様式に関する要綱を参照して、必要な書類の作成等をしてください。

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則 に規定する書類の様式に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第73号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 規則の施行に関し、必要な様式は次の表のとおりとする。

様式番号	様式名称	規則関係条項
第1号	産業廃棄物の保管区域内土地使用同意書	第3条第2項
第2号	産業廃棄物保管に係る搬入搬出管理簿	第6条第1項

以下略

2 要綱に係る様式

【要綱様式第1号】産業廃棄物の保管区域内土地使用同意書……P24

【要綱様式第2号】産業廃棄物保管に係る搬入搬出管理簿……P25

様式第 1 号（規則第 3 条関係）

産業廃棄物の保管区域内土地使用同意書

（保管届出者） の実施する産業廃棄物の一時保管については、異議がないので、次のとおり土地の利用について同意します。

所在及び地番	地目	公簿面積	利用期間	備 考

また、同意の前提として、次の事項について、保管届出者から、 年 月 日に産業廃棄物の保管の説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 保管を行う者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2 産業廃棄物の保管を管理する現場責任者の職名、氏名及び住所
- 3 保管しようとする産業廃棄物の種類及び数量
- 4 産業廃棄物の保管を開始する日
- 5 産業廃棄物の保管状況を示す配置図及び断面図
- 6 保管しようとする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画
- 7 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置の内容
- 8 産業廃棄物の保管の用に供するために土地を提供した者の義務及び土地を提供した者に対する勧告及び正当な理由なくその勧告に従わない場合の氏名、土地の所在や勧告内容の公表に関する事項

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 権利者
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号



（日本産業規格 A 列 4 番）

様式第2号（規則第6条関係）

産業廃棄物保管に係る搬入搬出管理簿
(年 月分)

産業廃棄物の区分 種類（品目）	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外）		特別管理産業廃棄物
	内容		

	搬入	搬出	保管量	搬入に係る産業廃棄物を排出した事業場等又は従前の保管場所若しくは搬出に係る産業廃棄物の運搬先である事業場等の名称
前月までの累計			m ³	
1 日			m ³	
2 日			m ³	
3 日			m ³	
4 日			m ³	
5 日			m ³	
6 日			m ³	
7 日			m ³	
8 日			m ³	
9 日			m ³	
10 日			m ³	
11 日			m ³	
12 日			m ³	
13 日			m ³	
14 日			m ³	
15 日			m ³	
16 日			m ³	
17 日			m ³	
18 日			m ³	
19 日			m ³	
20 日			m ³	
21 日			m ³	
22 日			m ³	
23 日			m ³	
24 日			m ³	
25 日			m ³	
26 日			m ³	
27 日			m ³	
28 日			m ³	
29 日			m ³	
30 日			m ³	
31 日			m ³	

事業場の位置		事業区域の面積	
産業廃棄物保管者	住所：..... 氏名：.....	事業区域の土地所有者	住所：..... 氏名：.....

備考

- 産業廃棄物の種類（品目）ごとに別葉で作成すること。
- 1 事業年度ごとに閉鎖し、翌事業年度の初日から起算して5年間保存すること。

（日本産業規格A列4番）

